

# 大分県薬剤師会認定薬剤師更新条件

- ① 大分県薬剤師会は、大分県薬剤師会認定薬剤師(がん・精神・小児薬物療法)の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
- ② 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、大分県薬剤師会認定薬剤師を呼称することはできない。
- ③ 更新を保留する場合は最長2年間まで認めることとする。保留期間中は大分県薬剤師会認定薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、所定の理由書を提出する。
- ④ 大分県薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
- ⑤ 更新に必要な条件は以下の通りとする。
  - (1) 認定期間中、各薬物療法に関する業務に従事していたこと(管理薬剤師、薬剤部長あるいは医師等、ふさわしい立場にある者(第三者)からの証明)。
  - (2) 更新申請までの5年間に、別途定める各専門の講習単位20単位以上(特段の理由がない限り、毎年最低4単位以上)を取得すること。
  - (3) 更新申請までの5年間に、大分県薬剤師学会・九州山口薬学大会・日本薬剤師会学術大会・日本医療薬学会・日本薬学会等の学会において、各領域に関する学会発表が1回以上(筆頭演者)あること。

## 別途定めるがんに関する講習

- ・大分県薬剤師会がん薬物療法認定講習会
- ・日本病院薬剤師会がん専門薬剤師集中教育講座
- ・日本医療薬学会がん専門薬剤師集中教育講座
- ・大分県内のがんに関する講習会、研修会
- ・その他がんに関する学会、地方部会

## 別途定める精神科に関する講習

- ・大分県薬剤師会精神薬物療法認定薬剤師講習会
- ・精神科薬物療法講習会
- ・大分県精神科医会学術講演会
- ・その他精神科に関する講習会・研修会

## 別途定める小児に関する講習

- ・大分県薬剤師会小児薬物療法認定薬剤師講習会
- ・大分県内の小児科医会主催の研修会
- ・日本小児科学会など別に定める学会の主催する小児科領域の専門学会